皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月十八日アガニスタン国の独立記念日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十八年八月十九日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十八年九月二十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　常泉　涼介

生年月日　昭和五十三年六月八日生

旅券申請上の住所　東京都新宿区

二、返納すべき旅券

旅券番号　TK六九一四五九

発行年月日　平成二十四年五月二十一日

旅券名義人　常泉　涼介

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十七年十二月四日、東京簡易裁判所から、詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十八年八月二日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

公告

諸事項

工場財団

岡山県美作市粟野777番地１**パシフィコ・エナジー美作武蔵合同会社**の岡山県美作市粟野777番地１パシフィコ・エナジー美作武蔵メガソーラー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年8月19日

岡山地方法務局津山支局

公示送達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	送達を受けるべき者 氏名	送達する書類 事件の表示	送達する書類 書類名
東京都渋谷区幡ヶ谷２―38―１―411	下村　善正	商願2015―121241	拒絶理由通知書
アメリカ合衆国、98004、ワシントン州、ベルビュー、ワン・ハンドレッド・アンド・エイス・アベニュー・エヌイー、500番、スイート1500	エスターライン・テクノロジーズ・コーポレイション	取消2015―300331	審判請求書副本
アメリカ合衆国　カリフォルニア州　90745　カーソン　イースト　ツーハンドレッド　サーティーサード　ストリート　901	レイナーヘルスプロダクツインコーポレイテッド	取消2015―300478 取消2015―300479	審決書謄本
神奈川県座間市広野台２―４―15	三井総建株式会社	無効2015―890098	審判請求書副本
石川県小松市園町ホ93―１　マスタ第２ビル303	山▲崎▼健太郎	異議2015―900161 異議2015―900162	異議決定書謄本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成28年8月19日

特許庁長官

無縁墳墓等改葬公告

近畿地方整備局一級河川大和川水系佐保川改修事業（大和郡山市稗田町地区）施行のために、無縁墳墓等について改葬をすることとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成28年8月19日

国土交通省近畿地方整備局長　池田　豊人

1　墳墓等所在地　奈良県大和郡山市稗田町655番５、655番６、661、堤

1　墳墓等の名称　稗田墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　不詳

1　改葬を行おうとする者　大阪府藤井寺市川北３丁目８番33号　国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長　大呑　智正

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４０１７６号

富山市梅沢町２丁目９番１号

申立人　薬都広貫堂株式会社

本籍北海道石狩市**樽**川８条３丁目11番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所北海道札幌市手稲区、死亡年月日平成27年12月６日、出生の場所富山県婦負郡八幡村、出生年月日昭和10年３月31日、職業医薬品配置販売業

被相続人　亡　見角　利昭

事務所北海道札幌市中央区南１条西３丁目札石ビル５階清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

札幌家庭裁判所

平成２８年（家）第２００５４号

群馬県前橋市千代田町５丁目17番３号

申立人　あかぎ信用組合

本籍群馬県伊勢崎市日乃出町丙300番地、最後の住所群馬県伊勢崎市日乃出町1038番地32、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日平成26年12月16日、出生の場所群馬県佐波郡殖蓮村、出生年月日昭和13年12月12日、職業会社役員

被相続人　亡　齋藤　功

事務所群馬県前橋市石倉町５丁目13番地７

相続財産管理人　弁護士　古平　弘樹

前橋家庭裁判所

平成２８年（家）第３００８５号

千葉県銚子市双葉町５番地の５

申立人　銚子信用金庫

本籍千葉市緑区誉田町２丁目21番地、最後の住所千葉市若葉区若松町90番地の４、死亡の場所千葉市花見川区、死亡年月日平成19年11月30日、出生の場所千葉県千葉郡千城村、出生年月日昭和16年４月15日、職業会社経営

被相続人　亡　所　三郎

事務所千葉市中央区中央３丁目10番４号マーキュリー千葉６階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　耕三

千葉家庭裁判所

平成２８年（家）第７０７７８号

神奈川県大和市南林間８―11―12

申立人　坂本　好江

本籍東京都新宿区新宿１丁目31番地、最後の住所東京都目黒区中央町２丁目31番11号、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日推定平成27年７月14日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和22年11月24日、職業不詳

被相続人　亡　鎌田　清仁

事務所東京都千代田区内幸町１―２―２日比谷ダイビル６階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

東京家庭裁判所